株主各位

東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号 株式会社ファンコミュニケーションズ 代表取締役社長 柳 澤 安 慶

第21回定時株主総会招集ご诵知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行 使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のう え、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25 日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスし ていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び 「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年3月25日(水 曜日)午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネ ットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げま す。

敬具

記

- 1. 日 2. 場 2020年3月26日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
- 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール青学会館 3階「ナルド」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、昨年と同じ 建物ですが階数及び会場が異なりますので、お間違えのない ようお願い申し上げます。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第21期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第21期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)計算書 類報告の件

決議事項第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役6名選任の件

第4号議案

監査役1名選任の件

第5号議案

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.fancs.com)に掲載させていただきます。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.fancs.com)に掲載させていただきます。

「第21回定時株主総会招集ご通知」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトを ご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された 「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご 入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年3月25日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、 お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を ご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事 業 報 告

2019年1月1日から 2019年12月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続く中、全体としては 緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、米中貿易摩擦の長期化によ る中国経済の減速、中東情勢の緊迫化による不確実性や金融資本市場の変動の影響等に 留意が必要な状況となっております。

このような経済状況のもとで、当社グループの主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、グローバルなプライバシー保護の高まりを受け、プラットフォーマーによるITP(※)の実装や検索アルゴリズムの変更など、広告を掲載するメディアの構造変化が起きております。

一方、インターネットユーザーの動画視聴時間の増加や今後の通信環境のさらなる高 速化等もあり、動画広告市場の成長が見込まれております。

当連結会計年度において当社グループは、ITPへの継続的な対応や動画広告への取り組みを推進してまいりました。しかしながら、検索アルゴリズムの変更等の影響により売上高が減収となりました。

営業利益は、売上高固定費比率の上昇により減益となりました。経常利益は、前連結会計年度において営業外収益に投資事業組合運用益を計上したこと等により減益幅が拡大いたしましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度においてシーサー株式会社を取得した際に発生したのれんについて減損損失を計上したこと等に伴い減益幅が縮小いたしました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高34,200,488千円(前期比3.2%減)、営業利益3,747,153千円(前期比11.0%減)、経常利益3,785,697千円(前期比13.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益2,488,514千円(前期比2.6%減)となりました。

※ ITP (Intelligent Tracking Prevention) とは、iOS上の機能で、Safariブラウザが 広告配信等を目的とする追跡用Cookieを識別すると一定期間後にCookieの利用制限等 を行うことを言います。 当社グループは、当社グループの事業を、CPA型アドネットワーク事業、CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業、その他の各セグメントに分けておりますが、各セグメントの業績は、次のとおりであります。

a) CPA型アドネットワーク事業

当社グループは、主力サービスでありますアフィリエイト広告サービス「A8. net(エーハチネット)」、「seedApp(シードアップ)」等を提供しております。当連結会計年度においては、seedAppはブランドセーフティを意識した広告主からの引き合いが多く順調に拡大したものの、A8. netにおいては、ITPへの継続的な対応や検索アルゴリズムの変動による影響を受け、また、adcrops(アドクロップス)の事業撤退等によりCPA型アドネットワーク事業の売上高は減収となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は24,064,731千円(前期比3.7%減)、セグメント利益は4,336,991千円(前期比6.7%減)となりました。

b) CPC/ターゲティング型アドネットワーク事業

当社グループは、主力サービスでありますスマートフォン向け運用型広告サービス「nend (ネンド)」及びリターゲティング広告配信サービス「nex8 (ネックスエイト)」等を提供しております。当連結会計年度においては、ITPの実装によってCookieをベースにしたターゲティング広告に影響を与えnex8の事業撤退を行ったほか、前連結会計年度におけるオーバーレイ広告の配信停止の影響を現在注力している動画広告でカバーしきれず売上高は減収となりました。その結果、当連結会計年度の売上高は9,391,889千円(前期比2.1%減)、セグメント利益は696,010千円(前期比16.5%減)となりました。

c) その他

当社グループは、「Seesaaブログ(シーサーブログ)」を代表とするメディア事業等を展開しております。当連結会計年度においては、メディア事業の広告収入が低調に推移いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は743,867千円(前期比2.0%減)、セグメント損失は160,844千円(前期はセグメント損失171,035千円)となりました。

— 6 —

○ 報告セグメント別の売上高の内訳

セグメントの名称	2018年1	2月期	2019年12月期			
セクメントの名称	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)		
CPA型アドネットワーク事業	24, 986, 622	70. 7	24, 064, 731	70. 4		
CPC/ターゲティング型アドネ ットワーク事業	9, 594, 911	27. 2	9, 391, 889	27. 4		
その他	759, 134	2. 1	743, 867	2. 2		
合計	35, 340, 668	100.0	34, 200, 488	100. 0		

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社の主力サービスであるアドネットワーク事業における当連結会計年度末の利用 広告主数 (稼働広告主ID数)、参加メディア数 (登録パートナーサイト数等) は、 下記のとおりであります。

サービス	区分	2018年12月期	2019年12月期
「A8. net	稼働広告主ID数	3, 491	3, 468
(エーハチネット)」	登録パートナーサイト数	2, 539, 128	2, 711, 938
「nend (ネンド)」	稼働広告主ID数	314	267
rnena (オント)]	登録パートナーサイト枠数	928, 948	982, 499

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は134,793 千円であります。その主なものは、サーバー設備の増強及び自社制作ソフトウエア等であります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 当社子会社のシーサー株式会社は、2019年4月1日を効力発生日として、メディア事業 の活性化を推進することを目的として、株式会社ロックオンから事業の一部を譲り受けま した。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区 分		区 分		第 18 期 (2016年12月期)	第 19 期 (2017年12月期)	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売	上	高(千円)	37, 515, 940	39, 102, 844	35, 340, 668	34, 200, 488		
経	常利	益(千円)	5, 896, 376	5, 793, 113	4, 364, 730	3, 785, 697		
	社株主に 当期純	(+-₩)	3, 912, 146	4, 228, 230	2, 554, 252	2, 488, 514		
1 株当	当たり当期紀	純利益 (円)	50.89	55. 06	33. 36	32. 85		
総	資	産(千円)	23, 314, 035	26, 085, 358	25, 790, 246	27, 125, 192		
純	資	産(千円)	16, 637, 885	19, 543, 479	19, 835, 804	21, 053, 310		
1 株 🤄	当たり純資	音産額 (円)	215. 71	253. 34	260. 92	277. 34		

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 18 期 (2016年12月期)	第 19 期 (2017年12月期)	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上	高(千円)	34, 965, 808	37, 960, 306	34, 238, 954	31, 813, 507
経 常 利	益(千円)	5, 729, 651	5, 801, 881	4, 518, 550	3, 732, 140
当期純利	益(千円)	3, 848, 334	4, 455, 552	3, 151, 692	1, 786, 659
1株当たり当期紀	純利益 (円)	50.06	58. 02	41. 16	23. 58
総資	産(千円)	22, 507, 749	25, 854, 101	26, 111, 353	26, 438, 316
純 資	産(千円)	16, 330, 676	19, 463, 592	20, 353, 357	20, 869, 008
1株当たり純資	産額 (円)	211.71	252. 30	267. 75	274. 91

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権 比 率	主要な事業内容
株式会社ファンコミュニケ ーションズ・グローバル	9,000	100.00%	インターネット関連事業
シーサー株式会社	15, 100	100.00%	インターネット関連事業

(注)株式会社アドジャポンは、2019年10月1日付で株式会社ファンコミュニケーションズ・ グローバルに商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

①プロシューマー支援事業の立上げ

当社グループは、創業以来インターネット広告サービスを主力事業として、その周辺事業を展開し、世の中にインターネットを普及する一助を担ってまいりました。そして、今後、インターネットが普及したことによって、生産と消費の区別があいまいになり、どちらの顔も持つプロシューマーであふれる時代が来るものと考えております。そこで、当社グループは、このプロシューマーの方々を支援する事業を展開することで、世の中により一層の価値を提供していこうと考えております。当社グループは、インターネット広告サービスの他に、新たな視点で、プロシューマー支援事業を立ち上げていく方針であります。

②既存事業におけるサービス改善

当社グループにおいて、依然、主力の事業であるインターネット広告サービスは、消費者である個人の方がメディアとして生産者となる場を提供しており、プロシューマー支援事業の1つとして今後も重要な事業であると捉えております。当社グループは、インターネット広告サービスやその周辺事業について、さらなる事業収益拡大のために、プロシューマー支援の視点を持ったうえで、事業環境の変化への対応や顧客基盤の拡大とともにサービス利用率の向上やサービスの品質改善による差別化をしていきます。また、当社グループでは、今後も継続的に、広告効果の向上、ユーザビリティの改善、広告表示の適正化やインターネット広告における不正の防止等に取り組む方針であります。

③システム及び内部管理体制のさらなる強化

当社グループの業容拡大を支えていくためには、急激に増加しているトラフィックや取引データを管理するシステムを、費用の増加を抑えながら安定的かつ効率的に拡張するための技術開発及び運用体制の確立に注力すること、外部からの不正アクセスを防止し、取引データ、顧客企業等の情報及び個人情報保全のため、さらなるシステムの安全性強化や危機管理体制を構築すること、また当社グループ全体としての業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、今後さらに重要となってくると考えております。こうした観点から、一層のシステム投資や危機管理体制の確立を進めていくとともに、情報開示やコンプライアンス維持を含めた内部管理体制の充実を図る方針であります。

④人材の確保・育成

今後の新たな視点での事業展開のために、営業部門・開発部門・管理部門の人材確保とともに、さらなる既存サービスの質の向上のため、インターネット広告におけるコンサルティング能力や技術力の向上、ノウハウの蓄積、スキルの向上等人材の育成がきわめて重要となります。当社グループといたしましては、これからの社会状況にあった人事制度、教育、研修体系の整備を行い人材育成の強化を進めてまいります。

- 12 **-**

(5) 主要な事業内容(2019年12月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容			
	アフィリエイト広告サービス「A8.net (エーハチネッ			
CPA型アドネットワーク事業	ト)」の運営			
CFA空/トイツトラーク事未	スマートフォンアプリ向けCPI広告サービス「seedApp			
	(シードアップ) 」の運営			
CPC/ターゲティング型アドネットワ	スマートフォン向け運用型広告サービス「nend(ネン			
ーク事業	ド)」の運営			
その他	メディア事業等の運営			

(6) 主要な営業所(2019年12月31日現在)

①当社の主要な営業所

The Market Day of the Control of the
--

②子会社

株式会社ファンコミュニケ ーションズ・グローバル	東京都渋谷区
シーサー株式会社	東京都渋谷区

⁽注) 株式会社アドジャポンは、2019年10月1日付で株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバルに商号変更しております。

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
449 (70) 名			18名増(17名減)											

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて18名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた 中途採用と新卒採用によるものであります。

②当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
	382 (34) 名	7	10名増(23名減)		;	32.0歳	4.0年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 使用人数が前事業年度末と比べて10名増加しましたのは、主に業容拡大に備えた中途 採用と新卒採用によるものであります。
 - (8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

② 発行済株式の総数76,930,032株(自己株式1,170,901株含む)

240,000,000株

③ 株主数 9,238名

④ 大株主 (上位10名)

株	É	E	名	所有株式数	持 株 比 率
柳	澤	安	慶	27, 783, 600株	36. 67%
S S B T C	CLIENT (OMNIBUS A	ACCOU	4, 488, 671株	5. 92%
日本マスタ	'ートラスト信託銀	限行株式会社(信	託口)	2,371,300株	3. 13%
TRUS	E STREE T CLIEN OUNT OM	NT OMNI	BUS	1,804,700株	2. 38%
松	本	洋	志	1,665,400株	2. 19%
日本トラス	ティ・サービス信	言託銀行株式会社	: (信託口)	1,533,700株	2.02%
アール・	シー・ワイ・ブ	ラザーズ株式会	社	1,533,000株	2. 02%
株式	会 社	土 光	通 信	1,405,400株	1.85%
	E STREE T COMPA			1,300,000株	1.71%
日本トラス	ティ・サービス信	託銀行株式会社((信託口5)	1,061,400株	1.40%

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新 株予約権の状況

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議の日	2017年5月26日	2018年6月28日	2019年6月20日
新株予約権の数	390個	350個	300個
	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の	39,000株	35,000株	30,000株
種類及び数	(新株予約権1個に	(新株予約権1個に	(新株予約権1個に
	つき100株)	つき100株)	つき100株)
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
行使に際して出資される財産	1株当たり	1株当たり	1株当たり
の価額	956円	768円	578円
	2020年6月1日	2021年7月1日	2022年7月1日
■ 新株予約権の行使期間	から	から	から
初日本「小り作のフリ」「大分」[日]	2024年5月31日	2025年6月30日	2026年6月30日
	まで	まで	まで
新株予約権の行使の条件	注2	注2	注2
役員の保有状況			
取締役			
(社外取締役を除く)			
新株予約権の数	390個	350個	300個
目的となる株式数	39,000株	35,000株	30,000株
保有者数	5名	3名	2名
監査役			
新株予約権の数	_	_	_
目的となる株式数	_	_	_
保有者数	_	_	_

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
 - 2. 権利行使時において、当社の取締役又は監査役の地位にあること。その他の条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めます。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	-
	第16回新株予約権
発行決議の日	2019年6月20日
新株予約権の数	660個
	普通株式
新株予約権の目的となる	66,000株
株式の種類及び数	(新株予約権1個に
	つき100株)
新株予約権の払込金額	無償
行使に際して出資される	1株当たり
財産の価額	578円
	2022年7月1日
本州スの佐の石は田田	から
新株予約権の行使期間	2026年6月30日
	まで
新株予約権の行使の条件	注2
使用人等への交付状況	
当社使用人	
新株予約権の数	570個
目的となる株式数	57,000株
交付者数	15名
子会社の役員	
新株予約権の数	90個
目的となる株式数	9,000株
交付者数	3名

- (注) 1.2019年12月31日現在において交付時より新株予約権の数が30個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
 - ・退職による減少分30個
 - 2. 権利行使時において、当社の取締役、監査役又は使用人の地位にあること。その他の 条件については、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」に定めま す。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2019年12月31日現在)

会	社におり	ナる地・	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代	表 取 締	役 社	長	柳	澤	安	慶	新規事業開発部管掌、広報室管掌 兼アライアンス室管掌
取	締 役	副社	長	松	本	洋	志	
取	締		役	=	宮	幸	司	執行役員 新規事業開発部長、ADプラットフォーム事業部管掌兼サービス開発 部管掌 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役
取	締		役	吉	永		敬	執行役員 A8事業部長、A8事業部第2営業推 進部長兼アプリマーケティング事 業部管掌 シーサー株式会社取締役
取	締		役	小	尾	_	介	Link Asia Capital株式会社代表 取締役パートナー クロスロケーションズ株式会社代 表取締役 フューチャーベンチャーキャピタ ル株式会社社外取締役 株式会社インフォネット社外取締 役
取	締		役	穂	谷	野	智	株式会社ホルン代表取締役
常	勤監	査	役	春	原	幸	充	
監	查		役	柿	本	謙	=	アーク綜合事務所所長(公認会計 士、税理士) 株式会社アイピービー代表取締役 IPB SINGAPORE PTE. LTE. 代表取締役 秩式会社MSコンサルティング代表 取締役
監	查		役	出	澤	秀	=	出澤総合法律事務所代表(弁護 士)

- (注) 1. 取締役小尾一介及び穂谷野智の2氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の3氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役柿本謙二氏は公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は取締役小尾一介及び穂谷野智、監査役春原幸充、柿本謙二及び出澤秀二の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

5. 当事業年度中に担当及び重要な兼職が異動となった取締役

氏	2	4	Ż	異 動	Ħ	新役職、担当及び 重要な兼職	旧役職、担当及 び 重 要 な 兼 職
柳	澤	安	慶	2019年4月	1日	代表取締役社長 新規事業開発部管 掌、広報室管掌兼 アライアンス 掌	代表取締役社長 新規事業開発部管 掌
=	宮	幸	司	2019年7月	1日	取締役員 執行役員 新規事業ラッ部界 長、AD事業の オームーー 管業式 大・マース がよい が が が が が が が が が が が が が が で が が で が が が で が	取締役役員 執行役員シトフォ新を ADプ事業開発の 事業開発の 事業開発の 事業開発の 株式会代表 表 表 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
				2019年4月	1日	取締役 執行役員 A8事業部長兼アプリマーケティング事業部管掌 シーサー株式会社 取締役	取締役役員 8事第日 48事第7日 48事第7日 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
吉	永		敬	2019年7月	1日	取締役 執行役員 A8事業部規開発力 業部がプリマーを がアクリー イング事業 イング事業株式会社 取締役	取締役 執行役員 A8事業が長兼アプリマットディング事業部管掌 シーサー株式会社 取締役
				2019年10月	1日	取締役執行役員 48事業部長、48事業部長、48事業第2営業部長を発する。 48事業の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	取締役 執行役員 A8事業部長、A8事業部新ガリマーケティング事業部管掌 ・サー株式会社 取締役

(注) 株式会社アドジャポンは2019年10月1日付で株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバルに商号変更を行っております。

② 当事業年度中に退任した取締役

	氏	名		退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
広	瀬		計	2019年3月27日	任期満了	取締役
久	門	耕	治	2019年3月27日	任期満了	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	بر	}	支	給	人員	支	給	額
取	締	役			8名		115, 3	25千円
(う	ち 社 外 取 締 役 分)			(2名)		(7, 2	00千円)
監	查	役			3名		15, 0	00千円
(う	ち社外監査役分)			(3名)		(15, 0	00千円)
合	iii n	+			11名		130, 3	25千円
(うち社外役員分)				(5名)		(22, 2	00千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、取締役について2019年3月27日開催の第20回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額90百万円以内と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 - 3. ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する当事業年度における費用計上額7,175千円(取締役4名に対し7,175千円)が含まれております。
 - 4. 取締役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 2名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役6 名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役3名)であります。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役小尾一介氏は、Link Asia Capital株式会社の代表取締役パートナーであり、クロスロケーションズ株式会社の代表取締役であります。また、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び株式会社インフォネットの社外取締役であります。なお、当社とLink Asia Capital株式会社、クロスロケーションズ株式会社、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社、および株式会社インフォネットとの間に特別の関係はありません。
 - ・取締役穂谷野智氏は、株式会社ホルンの代表取締役であります。なお、当社と株式会社ホルンとの間に特別の関係はありません。
 - ・監査役柿本謙二氏は、アーク綜合事務所所長であり、株式会社アイピービー、IPB SINGAPORE PTE. LTE. 及び株式会社MSコンサルティングの代表取締役であります。 なお、当社とアーク綜合事務所、株式会社アイピービー、IPB SINGAPORE PTE. LTE. 及び株式会社MSコンサルティングとの間に特別の関係はありません。
 - ・監査役出澤秀二氏は、出澤総合法律事務所の代表であります。なお、当社と出澤 総合法律事務所との間に特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況
取締役 小尾一介	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席してお
ANNIK 17-E JI	ります。主に、企業経営の見地から発言を行っております。
取締役 穂谷野智	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席してお
以神仅 他台對省	ります。主に、企業経営の見地から発言を行っております。
	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また
■ 監査役 春原幸充	監査役会14回すべてに出席しております。取締役会及び監査
□ 監査仅	役会において、主に、企業経営の見地から発言を行っておりま
	す。
	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また
監査役 柿本謙二	監査役会14回すべてに出席しております。取締役会及び監査
監査役 柿本謙二	役会において、主に、財務・会計の見地から発言を行っており
	ます。
	当事業年度中に開催された取締役会17回すべてに出席し、また
 監査役 出澤秀二	監査役会14回すべてに出席しております。取締役会及び監査
50.11/10 山岸芳二	役会において、主に、法令・コンプライアンス体制強化の見地
	から発言を行っております。

⁽注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に 基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

23,500千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金

銭その他の財産上の利益の合計額

23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できない ため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積 の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監 査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査 役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)の取締役、従業員を含めたグループ全体のコンプライアンス管理規程を定め、体制の整備及び維持を図る。また、組織規程・稟議決裁規程等の社内規程を整備し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、法令等遵守のための研修や教育を行うものとする。
 - ロ. 取締役会については取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保する。取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ハ. 当社グループの財務報告の適正性確保のため、当社は、経理関係規程、システム管理 規程、内部監査に関する規程等を定め、財務報告の適正性と適正開示を確保するため の体制の充実を図り、同体制につき、その整備・運用状況を適切に評価し改善を図 る。
 - ニ. 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び従業員に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備する。
 - ホ. 当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っている。また社外監査役として公認会計士や弁護士等の専門家を選任し、監査の実効性を高める。
 - へ. 当社は、内部監査機関として社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、 年度ごとの内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、当社グループの内部統 制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制を調査検証 する。
 - ト. 当社グループの取締役及び従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合またはその旨の報告を受けた場合には、直ちに当社の監査役、取締役または代表取締役に報告するものとする。報告を受けた者は、直ちにコンプライアンス管理規程に従って対応するものとする。また当社グループの監査役は当社または子会社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - チ. 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス管理規程を定め、社外の弁護士等を外部の直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、運用を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)については、文書取扱規程の定めに従い、担当職務に応じて適切に保存しかつ管理する。
 - 1. 株主総会議事録と関連資料
 - 2. 取締役会議事録と関連資料
 - 3. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
 - 4. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - 5. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの業務執行に係るリスクとして、以下1から4のリスクを認識し、その 把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - 1. 地震、洪水、事故、火災等の災害によるリスク (営業停止、損失発生)
 - 2. 個人情報を含む機密情報漏洩によるリスク (信用失墜、損失発生)
 - 3. 基本サービスまたは社内ネットワークシステムが正常に機能しないことによる リスク(営業停止、損失発生)
 - 4. 役員・従業員の不適切な業務執行によるリスク (信用失墜、損失発生)
 - 5. その他、取締役会が重大と判断するリスク
 - ロ. リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡体制及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - ハ. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認し、当社グループ全体のリスク管理体制の整備に努めるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、 当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び各部の 責任者によって構成される経営会議において議論を行った上で執行決定を行うもの とする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・稟議決裁規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、当社グループの経営管理の基本方針についてグループ会社管理規程を定め、これに従い各子会社内の取締役等より決裁申請・報告を受けるものとし、また、適切にモニタリングを行うことにより、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するものとする。

- ロ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査機関またはコンプライアンス担当部門に報告するものとする。内部監査機関またはコンプライアンス担当部門は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に 関する事項
 - イ. 監査役が求めた場合は、監査役の職務を補助すべき従業員として、監査役補助者を任命することができる。
 - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとし、監査役の指示は会社の指示に優先する。
- ① 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス管理規程等に当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に 報告すべき事項及び時期についての規定を置き、当該規定に基づき、当社グループの 取締役及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査 役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループ の取締役及び従業員に対して報告を求めることができることとする。
 - ロ. 当社グループの取締役及び従業員は、前号の報告をしたことを理由として不利な取扱 を受けないものとする。
 - ハ. 監査役の職務を執行する上で必要な費用については、その請求により、速やかに支払 うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス管理規程を定め、管理部によるコンプライアンス研修、個人情報保護研修、役職に応じた業務上認識が必要な法知識吸収の教育、各種実務対応セミナー等を適宜行っております。
 - ロ. 取締役会を、毎月1回、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図る とともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止しております。
 - ハ. 反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたないことを周知徹底するとともに、反社 会的勢力排除のため取引先、従業員、当社運営サービスに登録した会員のチェックを 行っております。
 - 二. 社外監査役として会社経営者、公認会計士、弁護士等の専門家を選任し、監査役会の 定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行の監査を行っております。
 - ホ. 社長直属組織である社長室に内部監査の機能を持たせ、内部統制組織の有効性をモニタリングするとともにコンプライアンス遵守体制の調査検証を行っております。

- へ.業務上の不正行為を認知した場合、コンプライアンス通報制度または職制を通じて速 やかに事実を通報し、リスクマネジメント委員会にて事実確認、対応指示を行い、そ の結果を取締役会に報告することになっております。
- ト. コンプライアンス通報制度において、通報内容の性質等から通報者に不利益が生じる 恐れがあるときは、予め定めてある社外の法律事務所を通報窓口及び相談窓口として おります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 文書取扱規程の定めに従い、適切に保存、管理し取締役及び監査役が必要に応じて閲覧 可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。また、3 か月に1回リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの把握、管理、対応を行っており ます。なお、不測の事態が発生した場合には、当社の社長を本部長とする対策本部を設置 し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適宜臨時に開催し機関決定を行い、取締役 及び各部の責任者以上によって構成される経営会議を毎月2回開催し、情報共有と課 題の抽出、対応の指示を行っております。
 - ロ. 取締役会の機関決定に基づく業務執行については、組織規程や決裁基準の定めに従い 対応しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 グループ会社管理規程を定め、各子会社の取締役等の職務の執行の適正及び効率性を確保するとともに、当社管理部が子会社の規程整備状況や運用状況を適宜確認し指導を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に 関する事項 現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助
 - 現在、監査役補助者はおりませんが、必要に応じ監査役会の同意を得た上で監査役補助者を任命することができ、監査役補助者は、監査役から直接指示を受けて業務を行うこととされております。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制コンプライアンス管理規程に監査役に報告すべき事項及び時期についての規定があり、また、監査役の職務を執行する上で必要な費用については、速やかに支払っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

資	産	σ.	部	負	信	Ī	の部
流動	資 産		23, 970, 606	流	動 負	債	5, 917, 643
現金	を及び預	金	18, 610, 946	j	買 掛	金	4, 207, 343
売	掛	金	3, 728, 003	Ź	未払法	人税等	599, 908
有	価 証	券	1, 019, 563	Ĵ	賞 与 引	当 金	141, 724
	llm tm	<i>T</i>	1, 013, 503	7	ポイント	引当金	71, 716
そ	D	他	622, 935	ž	そ の	他	896, 950
貸	倒 引 当	金	△10,842	固	定 負	債	154, 237
固定	資 産		3, 154, 585	-	長期預り	保証金	154, 237
有 形	固定資源	産	200, 133	負	債	合 計	6, 071, 881
7-4-		41		純	資	産	の部
建		物	63, 750	株	主 資	本	20, 818, 685
工具	、器具及び位	備品	136, 383	資	本	金	1, 173, 673
無形	固定資源	産	640, 722	資	本 剰	余 金	278, 373
そ	Ø	他	640, 722	利	益剰	余 金	20, 166, 639
投資を	・の他の資源	産	2, 313, 729	自	己枝	未 式	△800, 000
Tu- w	· + /= ==	. 1/4	1 051 005	その他	の包括利益	累計額	192, 190
投貨	育 価 証		1, 871, 905	その)他有価証券評	価差額金	192, 190
そ	0)	他	444, 313	新	株 予 約	権	42, 434
貸	倒 引 当	金	△2, 489	純	資 産	合 計	21, 053, 310
資 産	合	計	27, 125, 192	負債	責 純 資	産合計	27, 125, 192

連 結 損 益 計 算 書

2019年1月1日から 2019年12月31日まで

		科								目			金	額
売				_	Ŀ				高					34, 200, 488
売			上			原			価					26, 225, 676
	売			上		総			利			益		7, 974, 811
販	売	費	及	び	_	般	管	理	費					4, 227, 657
	営			3	業			利				益		3, 747, 153
営		業		5	外		収		益					41, 170
	受]	取			利				息		11,572
	受			取		配			当			金		6,001
	為			5	替			差				益		5, 036
	租		税	3	公	課		還		付		金		7,613
	そ					0)						他		10, 948
営		業		5	外		費		用					2, 626
	投	資	ť	事	業	組	. 1	合	運	月	Ħ	損		2, 404
	そ					0)						他		222
	経			1	常			利				益		3, 785, 697
特			別			利			益					49, 473
	新	木	朱	子	ŕ	约	権	Ē	灵	入		益		47, 781
	償		却	1	債	権		取		77.		益		1, 692
特			別			損			失					158, 376
	投	資	ť	有	価	証		券	評	佰	Ħ	損		113, 822
	減			-	損			損				失		43, 590
	そ					0)						他		963
1	兑 :	金	等	調	整	前	当	期	糸	屯	利	益		3, 676, 794
Ì	去)	人	兑 、			₹ ₹	兑]	支 7	J.	事	業	税		1, 208, 673
1	去	人		税	į	等		調		整		額		△20, 392
1	当		其	Ħ		純			利			益		2, 488, 514
3	非 支	配	株	主!	こ帰	属	す	る 🖁	á 期	純	利	益		_
¥	現 会	注社	株	主!	こ帰	属	す	る当	á 斯	純	利	益		2, 488, 514

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

資 産 <i>0</i>	部	負 債 <i>0.</i>	部
流 動 資 産	22, 921, 934	流動負債	5, 415, 070
現金及び預金	18, 131, 005	買 掛 金	4, 096, 740
売 掛 金	3, 522, 728	未 払 金	308, 894
有 価 証 券	1, 019, 563	未 払 費 用	20, 738
前渡金	28, 703	未払法人税等	556, 465
前払費用	203, 271	未払消費税等	6, 491
その他	24, 971	前 受 金	157, 828
	,	預 り 金	41, 823
貸倒引当金	△8, 309	賞 与 引 当 金	139, 824
固定資産	3, 516, 382	ポイント引当金	71, 716
有 形 固 定 資 産	166, 890	そ の 他	14, 546
建物	63, 750	固定負債	154, 237
工具、器具及び備品	103, 140	長期預り保証金	154, 237
無形固定資産	274, 416	負 債 合 計	5, 569, 308
ソフトウエア	231, 365	純 資 産	の 部
ソフトウエア仮勘定	42, 884	株 主 資 本 資 本 金	20, 634, 383
その他	166	資本剰余金	1, 173, 673 278, 373
投資その他の資産	3, 075, 075	資本準備金	278, 373
		利益剰余金	19, 982, 337
投資有価証券	1, 871, 905	利益準備金	105, 401
関係会社株式	767, 257	その他利益剰余金	19, 876, 936
関係会社長期貸付金	60, 000	繰越利益剰余金	19, 876, 936
破産更生債権等	2, 489	自己株式	△800, 000
長期前払費用	9, 746	評価・換算差額等	192, 190
繰 延 税 金 資 産	164, 531	その他有価証券評価差額金	192, 190
そ の 他	201, 633	新株予約権	42, 434
貸倒引当金	△2, 489	純 資 産 合 計	20, 869, 008
資 産 合 計	26, 438, 316	負 債 純 資 産 合 計	26, 438, 316

損益計算書

(2019年1月1日から 2019年12月31日まで)

科 目 金 額 売 上 高 31,813,507 売 上 原 価 24,286,940 売 上 総 利 益 7,526,567 販 売 上 総 利 益 3,863,503 営 業 利 益 3,663,063 営 業 外 収 益 7,702 受 取 利 息 1,071 有 価 証 券 利 11,256 受 取 配 当 金 6,001 業 務 受 託 料 30,453 社 社 社 2,613 そ の 他 15,306 営 業 外 費 用 投 資 事 組 2,404 そ の 他 221 投 事 利 益 49,473 特 別 利 益 47,781 情 却 債 権 取 立 は 力 会 本 47,781 は 力 会 本 47,781
売 上 原 価 24,286,940 元 <t< th=""></t<>
売費及び一般管理費 3,863,503 営業外収益 71,702 受取利息 1,071 有価証券利息 11,256 受取利息 6,001 業務受託料 30,453 租税公課還付金 7,613 その他 15,306 業外費用 2,625 投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 質知債権取立益 1,692
販売費及び一般管理費
営業外収益 3,663,063 党取り収益 1,071 有価証券利息 1,071 有価証券利息 6,001 業務受託料 30,453 租税公課還付金 7,613 その他 15,306 営業外費用 2,625 投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 債却債権取立益 1,692
営業外収益 71,702 受取利息 1,071 有価証券利息 11,256 受取配当金 6,001 業務受託料 30,453 租税公課還付金 7,613 その他 15,306 支業外費用 2,625 投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 費却債権取立益 1,692
受 取 利 息 有 価 証 券 利 息 受 取 配 当 金 受 取 配 当 金 業 務 受 託 料 租 税 公 課 還 付 金 そ の 他 営 業 外 費 用 投資事業組合運用損 そ の 他 投資事業組合運用損 そ の 他 経 常 利 益 新 株 予 約 権 戻 入 益 質 却 債 権 取 立 益 1,692
有 価 証 券 利 息 受 取 配 当 金 6,001 業 務 受 託 料 30,453 租 税 公 課 還 付 金 7,613 そ の 他 15,306 営 業 外 費 用 投 資 事 業 組 合 運 用 損 2,404 そ の 他 221 経 常 利 益 3,732,140 特 別 利 益 49,473 新 株 予 約 権 戻 入 益 47,781 償 却 債 権 取 立 益 1,692
受取配当金 6,001 業務受託料 30,453 租税公課還付金 7,613 その他 15,306 営業外費用 2.625 投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 債却債権取立益 1,692
業 務 受 託 料 30,453 租 税 公 課 還 付 金 7,613 そ の 他 15,306 営業外費用 2,625 投資事業組合運用損 2,404 そ の 他 221 経 常 利 益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 債却債権取立益 1,692
租 税 公 課 還 付 金 7,613 そ の 他 15,306 営 業 外 費 用 投 資 事 業 組 合 運 用 損 2,404 そ の 他 221 経 常 利 益 3,732,140 特 別 利 益 49,473 新 株 予 約 権 戻 入 益 47,781 債 却 債 権 取 立 益 1,692
そ の 他 営業外費用 2,625 投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 償却債権取立益 1,692
営業外費用 2,625 投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 償却債権取立益 1,692
投資事業組合運用損 2,404 その他 221 経常利益 3,732,140 特別利益 49,473 新株予約権戻入益 47,781 償却債権取立益 1,692
そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 新 株 子 約 49,473 新 株 子 約 47,781 償 却 債 板 立 益 1,692
経 常 利 益 特 別 利 益 新 株 予 約 框 償 却 債 板 立 益 1,692
特別 利益 49,473 新株 予約 権 戻 入 益 償 却 債 権 取 立 益 47,781 1,692
新 株 予 約 権 戻 入 益 償 却 債 権 取 立 益 1,692
償 却 債 権 取 立 益 1,692
特 別 損 失 884,793
投 資 有 価 証 券 評 価 損 113,822
関係会社株式評価損 755,263
減 損 損 失 14,744
そ の 他 963
税 引 前 当 期 純 利 益 2,896,820
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 1,164,563
法 人 税 等 調 整 額 △54,402
当 期 純 利 益 1,786,659

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上原 義弘 印業務執行社員 公認会計士 上原 義弘 印

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社ファンコミュニケーションズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上原 義弘 印業務執行社員 公認会計士 上原 義弘 印

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 卿 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンコミュニケーションズの2019年1月1日から2019年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしませ

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めませ
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 春 原 幸 充 ⑩

監査役(社外監査役) 柿 本 謙 二 ⑨

監査役(社外監査役)出澤秀二 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第21期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を 勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1)配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,439,423,489円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 商号の英文表記を「F@N Communications Inc.」から「FAN Communications, Inc.」に変更するため、現行定款第1条を変更するものであります。
- (2) 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第2 条につき、事業目的を追加及び変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

()	一般部分は変更固所を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条(商号)	第1条(商号)
当会社は、株式会社ファンコミュニ	当会社は、株式会社ファンコミュニ
ケーションズと称し、英文では、	ケーションズと称し、英文では、
F@N Communications Inc. と表示す	FAN Communications, Inc. と表示す
る。	る。
第2条(目的)	第2条(目的)
当会社は、次の事業を営むことを目	当会社は、次の事業を営むことを目
的とする。	的とする。
1. ~3. (条文省略)	1. ~3. (現行どおり)
4. <u>電気通信事業に係る</u> システム	4. システム及びソフトウェアの
及びソフトウェアの開発、製造、	開発、製造、保守の受託、販売な
保守の受託、販売ならびに賃貸	らびに賃貸
5. ~16. (条文省略)	5. ~16. (現行どおり)
17. 音楽、映像物の企画、制作、販	17. 音楽、 <u>音声メディア、</u> 映像物の
売業	企画、制作、 <u>放送、公衆送信、</u> 販
	売業
18. ~20. (条文省略)	18. ~20. (現行どおり)
(新設)	21. カフェ、レストラン、ダイニン
	グバー、居酒屋等の飲食店の企
	<u>画、経営</u>

現行定款	変 更 案
<u>21.</u> ~ <u>25.</u> (条文省略)	<u>22.</u> ~ <u>26.</u> (現行どおり)
(新設)	27. 人材派遣、人材紹介に関する業
	<u>務</u>
(新設)	28. 教育、学習支援、キャリアデザ
	<u>イン支援に関する業務</u>
(新設)	29. 貸会議室、レンタルスペース等
	の企画、管理、運営
(新設)	<u>30. 旅行業</u>
(新設)	31. アーティスト、タレント、クリ
	エイター、モデル、ダンサー、DJ
	等の育成、マネジメント及びプロ
	モート業務
<u>26.</u> (条文省略)	<u>32.</u> (現行どおり)

3.変更の効力発生

本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
1	再任 やなぎさわ やすよし 柳 澤 安 慶 (1964年10月20日生)	1999年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) (当社における地位、担当) 代表取締役社長 新規事業開発部管掌、広報室管掌兼アラ イアンス室管掌	27, 783, 600株
2	再任 まっもと ひろし 松 本 洋 志 (1960年4月10日生)	(当社における地位、担当)	1,665,400株
3	二 宮 幸 司	2004年4月 当社入社 2011年1月 MC事業部ADN推進部長 2012年3月 ADN事業部長 2013年4月 執行役員(現任) 2015年3月 取締役(現任) (当社における地位、担当) 取締役 取締役 執行役員 新規事業開発部長、ADプラットフォーム事業部管掌兼サービス開発部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社ファンコミュニケーションズ・グローバル取締役	10,000株
4	再任 よしなが たかし 吉 永 敬 (1981年2月18日生)	2005年4月 当社入社 2008年7月 A8事業部新規開発部長 2011年10月 A8事業部長 2013年4月 執行役員 (現任) 2015年3月 取締役 (現任) (当社における地位、担当) 取締役 執行役員 A8事業部長、A8事業部 第2営業推進部長兼アプリマーケティン グ事業部管掌 (重要な兼職の状況) シーサー株式会社取締役	16, 400株

候補者 番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
5	再任・社外取締役 おび かずすけ 小 尾 一 介 (1953年12月4日生)	1977年9月 アルファレコード株式会社 入社 1988年8月 サイトロン・アンド・アート 株式会社 代表取締役 2002年10月 株式会社デジタルガレージ 取締役 2009年7月 グーグル株式会社 執行役員 2012年12月 インモビジャパン株式会社 日本代表 2015年10月 Link Asia Capital株式会社 代表取締役 パートナー (現任) 2017年11月 クロスロケーションズ株式会 社 代表取締役 (現任) 2018年3月 当社社外取締役 (現任) 2018年6月 フューチャーベンチャーキャ ピタル株式会社 社外取締役 (現任) 2018年6月 株式会社インフォネット 社 外取締役 (現任) (当社における地位、担当) 社外取締役 (重要な兼職の状況) Link Asia Capital株式会社 代表取締役 パートナー クロスロケーションズ株式会社 代表取締役 アコーチャーベンチャーキャピタル株式 会社 社外取締役 株式会社インフォネット 社外取締役	100株

候補者 番 号	かりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
6	再任・社外取締役 ほ や の さ と し 穂 谷 野 智 (1962年1月11日生)		10, 000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 小尾一介氏及び穂谷野智氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な 経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。 また、両氏はインターネット広告に精通し専門的な知識を有しており、且つ優れた経 営上の成功経験を持ちその成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待でき、 社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
 - 4. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は2018年3月より当社社外取締役を務めており、その就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 5. 小尾一介氏及び穂谷野智氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任の場合は、当該 契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が 規定する最低責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その 責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
 - 6. 当社は、小尾一介氏と穂谷野智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、本議案をご承認いただきますと、両氏は引き続き独立役員になる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役柿本謙二氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 名(生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式数
再任・社外監査役 かきもと けんじ 柿 本 謙 二 (1967年5月4日生)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限 責任監査法人トーマツ)入所 1993年11月 公認会計士登録 1997年4月 公認会計士柿本謙二事務所(現アー 少綜合事務所)開設 所長(現任) 1999年10月 当社社外監査役(現任) 2003年4月 株式会社アイピービー設立 代表取 締役(現任) 2006年10月 株式会社アルデプロ 社外監査役 2016年4月 IPB SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締 役(現任) 2016年4月 株式会社MSコンサルティング 代表 取締役(現任) (当社における地位) 社外監査役 (重要な兼職の状況) アーク総合事務所 所長 株式会社アイピービー 代表取締役 IPB SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役 は要な兼職の状況) アーク総合事務所 所長 株式会社アイピービー 代表取締役 は要な計算の状況といる。 1985年10日 代表取締役 は要な対象コンサルティング 代表取締役 に対象の発展といる。 1987年10日 で表取締役 に対象の発展といる。 1987年10日 で表取締役 に対象の発展といる。 1987年10日 で表取締役 に対象の発展といる。 1987年10日 で表取締役 に対象の発展といる。 1987年10日 で表取締役 に対象の発展といる。 1987年10日 で表取締役	8, 200株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 柿本謙二氏は社外監査役候補者であります。
 - 3. 柿本謙二氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として企業経営及び企業財務に精通しており、この知識と経験を当社監査体制の強化に生かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 4. 柿本謙二氏は1999年10月より当社監査役を務めており、その就任期間は、本総会終結 の時をもって20年5ヶ月となります。
 - 5. 柿本謙二氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任の場合は、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低

責任限度額であります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

6. 当社は、柿本謙二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ておりますが、本議案をご承認いただきますと、同氏は引き続き独立役員 になる予定であります。 第5号議案 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び 従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する 件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものとし、その発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、報酬等として上記ストック・オプションとしての新株予約権を年額90,000千円の範囲で発行することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

1. 提案の趣旨

(1) 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要と する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 当社の取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等としての新株予約権 の発行について

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬額は、2015年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

この報酬等として当社の取締役(社外取締役を除く)に対し発行する新株 予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たり の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルにより算定する)に、割当日に 在任する当社取締役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額となりま す。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)であり、第3号議案の ご承認が得られますと、取締役の員数は引き続き6名(うち社外取締役は2 名)となります。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員並びに当社子会 社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。このうち、当社の取締役(社外取締役を除く)に割り当てる新株予約権の上限は、当社普通株式100,000株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会社 分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を 行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認め る株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。このうち、当社の取締役(社外取締役を除く)に割り当てる新株予約権の個数は、1,000個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、(2)に 定める調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の払込金額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により 決定される新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価 額」という)に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を 乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における金融商品取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(当日の最終価格がない場合には、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行日の最終価格を行使価額とする。新株予約権の行使に係る新株の発行価額又は株式の譲渡価額の年間合計額(他の新株予約権を含む行使合計額)は1,200万円を越えないこととする。

なお、発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

上の算式において、「既発行株式数」とは調整後の行使価額が適用される 日の前日における当社の発行済普通株式数から、同日における当社が保有す る普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分をするこ とにより調整が行われる場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が会 社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転 を行い新株予約権が承継される場合、当社は取締役会決議によって必要と認 める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過する日の翌月の月初を始期としてそ の後4年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)が、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めると ころによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社、当社の子会社又は関連会社の 取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位を喪失したことにより新株予約 権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権については無償で取得す ることができるものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及 び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加す る資本金の額を減じた額とする。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する ものとする。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、 これを切り捨てるものとする。
- (12) 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、当社は、残存新株予約権を無償で取得することができ、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「組織再編契約等」という)において定めた場合に限るものとし、組織再編契約等の定めと以下の定めが異なる場合は組織再編契約等の定めが優先するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の 数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める残存新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要す るものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件 上記(8)に準じて決定する。
- ② その他の新株予約権の行使の条件 上記(7)に準じて決定する。
- (13) その他の新株予約権の内容 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決 定する取締役会において定めるところによる。

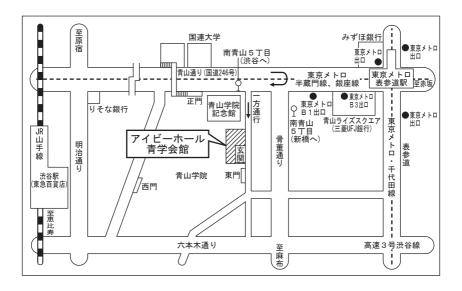
以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

アイビーホール青学会館 3階 「ナルド」

TEL 03-3409-8181



◎東京メトロ (銀座線・半蔵門線・千代田線)

表参道駅下車(B1またはB3出口より徒歩約5分)

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。